

[事案 2019-335] 遡及解約請求

・令和2年8月19日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社が転居先の調査を怠っていたこと等を理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年7月に集団料率を適用して契約したがん保険について、以下の理由により、勤務先を退職した翌月以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険会社は、自分が勤務先を退職した平成9年7月以降も、本契約の保険料に集団料率を適用して保険料を引落とし続け、自分の同意なく、平成19年2月に個別料率に改定し保険料の引落としを行った。
- (2) 自分が転居したことで、平成9年12月以降、本契約の控除証明が未達となっていたが、保険会社は、自分の旧住所のある役所や、自分の所属していた勤務先を通じて、転居先を確認することができたにもかかわらず、これを怠っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約が継続している以上、当社は保険料を受領する権限を有しており、集団脱退との事実があれば、申立人の同意なく当然に集団料率から個別料率に変更されることとなる。
- (2) 約款上、当社には、申立人の転居先を調査する法的義務はなく、むしろ、申立人に住所変更通知義務が課されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に申立人の新たな住所を調査する義務はなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。